

○国立大学法人お茶の水女子大学湾岸生物教育研究センター規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人お茶の水女子大学組織運営規則第○条の規定に基づき、国立大学法人お茶の水女子大学湾岸生物教育研究センター(以下「センター」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、国立大学法人お茶の水女子大学(以下「本学」という。)の学内共同教育研究施設として、湾岸域の生物と環境に関する研究と教育を推進し、学問の発展に寄与するとともに、フィールド・フロントエンドでの教育活動を通して、社会の自然科学や環境に対する理解を深めることを目的とする。

(研究及び業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる研究及び業務を行う。

- 一 海と沿岸域での基礎生物学に関する研究及び教育
- 二 フィールド・フロントエンドでの環境学に関する研究及び教育
- 三 理科教員のためのリカレント教育及びその開発
- 四 その他前条の目的を達成するために必要な研究及び業務

(組織)

第4条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- 一 センター長
- 二 センター員
- 三 技術専門職員
- 四 その他必要な職員

2 センターに、客員研究員及び研究協力員を置くことができる。

(センター長)

第5条 センター長は、本学専任の教授又は助教授をもつて充てる。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 その他センター長に関し必要な事項は、別に定める。

(センター員)

第6条 センター員は、第3条に掲げる研究及び業務に従事する。

- 2 センター員は、本学専任の教員のうちから、学長が任命する。

3 センター員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(客員研究員)

第7条 客員研究員は、第3条に掲げる研究及び業務に参画する。

2 客員研究員は、本学専任の教員以外の者を、学長が委嘱する。

3 客員研究員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(研究協力員)

第8条 研究協力員は、第3条に掲げる研究及び業務に協力する。

2 研究協力員は、本学専任の教員以外の者を、センター長が委嘱する。

3 研究協力員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第9条 センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、湾岸生物教育研究センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(利用)

第10条 センターの利用に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生等)

第11条 センターに、研究に支障がない限り、研究生(1種、2種に区分する。及び委託生(以下「研究生等」という。))を受け入れることができる。

2 前項の研究生等の入学資格、入学手続、その他必要な事項については、左欄掲げるものは、右欄に掲げるものの例による。

左 欄	右 欄
研究生(1種)	研究生
研究生(2種)	大学院研究生
委託生	学部委託生

(事務)

第12条 センターの事務は、国際・学術課が行う。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。